

SOS ニュース

脅さなくても恐喝？

前回、福岡県北九州市小倉北区にある裁判所（福岡地方裁判所小倉支部）で刑事裁判を担当していたときのエピソードをお話ししましたが、今回もその続編です。

今度は、被告人は暴力団員、それも幹部でした。法学部生ならだれでも勉強する債権取り立て行為と恐喝との関係が問題になった事案です。

この事件の特徴は、一見して際立った「脅し文句」は見当たらず、被告人は、終始、丁重な言葉で被害者に話しかけていたということです。そこで、弁護人も、本件では被告人は一切脅迫文言を発しておらず、暴力も振るっていないので、恐喝には当たらず無罪であると主張して、起訴事実を全面的に争いました。

公判廷では、被害者やその関係者ら4名もの証人尋問を行いました。被害者は、被告人の要求する債権を弁済しなければ身に危険が及ぶと思い、本当に怖かったと証言しました。

一方、被告人は、終始穏便に話を進めて通常の債権取り立てをしただけであり、脅迫は一切していないと供述しました。

判決は、被害者は、被告人が暴力団の幹部であることを恐れており、たとえ声を荒げたり暴力を振るったりしなくとも、本件の被告人の発言内容は、十分に脅迫に当たると認定し、恐喝罪は成立すると判断しました。

しかも、被告人は、最後まで犯行を否認し、反省の情が全く見られないとして、求刑どおり懲役2年の実刑判決を下しました。

この裁判も毎日新聞の夕刊に掲載されました。

驚いたことに「おどさなくても恐かつ」という見出しだした。

法律要件からすれば、脅さなければ恐喝罪は成立しませんが、私が述べた「声を荒げたり暴力を振るったりしなくても」を「おどさなくても」という表現で簡略に置き換えたのでしょう。

.....

新聞記事が載った後、匿名の市民から私宛に1通の葉書が届きました。

その内容は以下の文章で綴られていました。

「裁判官の勇気ある判決にうれしく思います。暴力団は悪いことばかりしています。どうぞ今後とも求刑通り判決してください。

うれしさで一パイ（原文のまま）です。満期まで刑務所に入れておいて下さい。」

世間を騒がせる大きな事件でなくとも、判決の結論に一般市民の关心を寄せるものが少なからず存在することを実感させる事件でした。

平成29年5月18日

法務部会 弁護士 大 和 陽 一 郎

* 無断転写禁止